(経済産業省)

制度名	海外投資等損失準備金制度の延長
税 目	法人税 租税特別措置法第55条、同法施行令第32条の2、 同法施行規則第21条 法人税(連結法人) 租税特別措置法第68条の43、同法施行令第39条の72、 同法施行規則第22条の45
要 望 の	平成22年3月31日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を延長する。
内 容	減収見込額 - (平年度) (5,925百万円)
新 設 •	(1) 政策目的 資源エネルギーは、国民生活や産業活動の基盤となる重要な基礎 物資であり、現代社会では必要不可欠なものであるが、我が国におい てはその大部分を海外からの輸入に依存しており、国際市況の不安 定、探鉱開発地域の地理的条件の悪化、政治的不安定要因等脆弱な供 給構造を抱えている。こうした脆弱性を克服するため、資源エネルギ ー供給の効率化を図るとともに、長期にわたって海外における資源エ ネルギーの安定的な供給を確保するためにも、我が国企業による開発 輸入の促進を図ることが重要であり、税制措置を通じリスクの軽減を 図ることが重要である。
・拡充又は延長を必要とする理由	(2) 施策の必要性 資源エネルギーの多くは、海外に地域的に偏在していることがら、現が国においては、特定地域からの輸入依存度が極め、開発ともにが、短いでは、深鉱開発事業においては、アタイムを要する。大塚鉱開発事業において極めて高いサタクを表してで、ないでで、大塚では、では、大塚では、大塚では、大塚では、大塚では、大塚では、大塚では
	石油・天然ガスについては、昨今の中国やインドを中心とした新 興国における需要の急増等に伴い、その需給逼迫が懸念されていると

ころ、我が国への石油・天然ガスの安定供給を確保するためには、これまで以上に我が国企業による自主開発を促進することが重要である。

石炭需要は、環境制約はあるものの、電力、鉄鋼の分野を中心に引き続き安定的に推移するものと見込まれている。ある炭鉱の生産可能量には限度があるため、安定供給のためには、常に新たな炭鉱開発が必要であり、今後とも本制度を活用した海外炭開発の継続が重要となる。

金属鉱物については、アジアの急速な経済成長により、中長期的に需給の逼迫が予想される。我が国は供給のほとんどを海外に依存しているため、自主探鉱開発を行い、海外鉱山の権益を獲得することは、我が国の金属鉱物の安定供給にとって極めて重要である。さらに、これらの探鉱・開発対象地域は今後奥地化が進むこと等により、開発条件の悪化が予想されるため、リスクの軽減化、インセンティブの付与が必要とされる。

我が国において原子力は、電力需要の約3割を占めるベース電源として、エネルギーの安定供給に大きく貢献している。その燃料である天然ウランは、100%海外に依存していることから、海外での我が国企業による探鉱開発は、天然ウランの安定供給確保の観点から極めて重要である。また、天然ウランの探鉱・開発事業を行ってきた旧動燃が平成10年に核燃料サイクル開発機構へ改組した際、当該探鉱事業は民間活動にゆだねることで廃止された。さらに、中国、インド等の原子力発電の推進、ウラン二次供給減少の見通し等から、天然ウランの需給逼迫が懸念される中、将来の天然ウランの安定供給確保のため、我が国企業のウラン鉱山探鉱開発への参画を支援することは不可欠である。

我が国はパルプ材総需要の約7割を海外からの輸入に頼っている。アジアの経済成長に伴う紙需要の増大によるパルプ材需要の急増により、原料価格の高騰がおきているとともに、原材料の中国等との獲得競争も懸念されている。また最適な植林可能地域が年々減少し、政情不安定、植林に地理的・環境的条件が最適ではない地域の開発となってきている。このほかバイオ燃料向け需要の拡大が見込まれており、木材の安定供給確保の観点から、自主開発による植林を積極的に推進することが必要である。

(3) 要望の措置の妥当性

創設時の背景等

資源エネルギーの輸入依存度の高さ、供給地の偏在性や政情不安、 国際市況の不安定等の要因によって生じた我が国の資源エネルギー供 給の不安定な状況に対処するため、自主探鉱開発の促進等による安定 した供給体制を構築することが求められた。このため、巨額の投資資 金の円滑な運営を確保することによって、自主探鉱開発を促進するた めに本制度は創設され、以後、我が国の資源開発企業にとって重要な 支援策と位置づけられてきた。

依然として厳しい探鉱開発事業を取り巻く状況

1)輸入依存度

経済活動のグローバル化等による経済成長の伸長に伴い、資源・エネルギー需要が増大する中、国内に資源エネルギー源をほとんど持たない我が国にとっては、海外の資源に対する依存度は依然として高くなっている。

2)大きなリスクを伴う資源探鉱開発事業

探鉱開発については、民間企業自らが経済効率性と国際競争力を維持・強化しつつ行っていくことが重要であるが、探鉱開発事業は長期のリードタイムを要する一方、鉱量、品位、賦存状況等の不確実性がきわめて大きく、探鉱リスクが高いことに加え、市況や為替の

		変動に係るリスクや、政情等のカントリー・リスク等も伴うもので ある。
		<i>හ</i> වං
		3)激化する国際競争下における我が国の資源探鉱開発の取組
		近年、産油・産ガス国が自国における資源に対する国家管理を強化する傾向が高まり、資源へのアクセスが困難化していることから、 石油・天然ガス等の資源の安定的供給がより一層求められている。
		また、国際メジャー企業等との国際競争が激化しており、本制度を 活用することによって企業の発展育成を図りつつ、多様な供給先の 確保等資源の安定供給を実現することが必要である。
		石炭の国際的需給は、中国等の急激な消費拡大により、引続きタイトな状況が続いていることから、新たな供給先の開拓等の安定供給 を実現することが必要である。
		金属鉱物においては、鉱石の品位の低下、探鉱開発地域の地理的条件や投資環境の悪化、政治的不安定要因の増大に加えて新興国、特にユーザーである中国における需要の急激な増加を背景に中国企業による非鉄メジャーの買収や出資等により、国際的な資源の獲得競争が激化しており、これまで以上に資源の安定供給確保が困難になってきている。寡占化を進める非鉄メジャーや中国企業に対し、我が国金属鉱物企業等は、財務力において圧倒的な差があることから、本制度により、資源探鉱開発投資を促進することが必要である。
		ウラン需給逼迫の懸念が顕在化しており、国際的な権益獲得競争が 激化しているところ、早急に我が国企業がウラン権益を確保し、多 様な供給先の確保及び自主開発比率の上昇を通じて資源の安定供給 を実現することが必要である。
		国際競争が激化している中、木材においては、中国を始めとするアジアにおいて需要が急激に拡大にしていることに加え、天然林伐採に対する風当たりが非常に強くなっており、今後、木材の供給を安定的に確保する観点から、自主開発による植林を積極的に推進することが必要である。
	政策評価体	3 . ものづくり・情報サービス産業政策 15 ものづくり産業振興
今回	系における 位置付け	4 . エネルギー・環境政策 25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保 28 原子力の推進・電力基盤の高度化 29 鉱物資源の安定供給確保
の要		資源の安定供給を確保するため、資源の探鉱・開発事業を促進する。
今回の要望に関連する事項	政 策 の 達成目標	各資源の中期的な目標は以下のとおり。 (1)石油 ・2030年までに自主開発比率を40%程度に上昇させる。 (2)金属鉱物 ・自主開発比率を、銅は80%程度に、鉄鉱石は40%程度に、ウランは80%程度にそれぞれ上昇させる。 (3)石炭 ・自主権益比率を60%程度に上昇させる。 (4)木材 ・自主開発比率を25%程度に上昇させる。

	租税特別措 置の適用又 は延長期間	平成22年4月1			·	•		
	同上の期間中 の 達 成 目 標	探鉱・開発事業の 国への輸入資源の せる。						
		鉱業所得の課税 床探鉱費又は海外 海外投資等損失	新鉱床探鉱費	りの特別控除	(減耗控	除制度	.)	
	当該要望項目 以外の税制上	ことによって、自制度であり、事一定額を投資損失 スクを平準化する	主開発鉱山・業者は限定はに備えるためものである。	油田等への せず、 探鉱 りに準備金と	投資の仮 段階・開 して積立	進・円 発段階 てるこ	滑化を の投資 とによ	図る額のリリ
	の支援措置	一方、減耗控除 次に開発すること があること の 動費者が確保を 日滑 を は が は が は は い は は は は い は は る と り る は る と り る は る と り る に り る に り る に り る に り る に り る に り に り	等からの収 <i>)</i> ら鉱業者によ 化するための 収入の一定割 積立て、	、も含めて長 てる(次のの) 制合について その準備金を	期的に投 主開発鉱 、 自ら 将来の探	と下資本 ム山・油 鉱山等 窓鉱費を	を回収 旧等の を開発 確保す	する探るた
		(1) 石油・天然ガ ・(独)石油天 海外探鉱等	ス 然ガス・金属 事業への出資	属鉱物資源機 資・債務保証	構 〔(出資金	Ē)		
	予算上の措置 等の要求内 容及び金額	海外共同地 ・(独)石油天	業等への出嗣 質構造調査等	蚰資・債務保 等(補助金) 属鉱物資源機	証			
		(3) 石炭 ・(独)新エネ 海外炭開発 海外地質構	ルギー・産業 可能性調査(造調査(交付	〔交付金)	J発機構			
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 と の 関 係	< 石油・天然ガス 本制度は、企業 金を積み立てるこ するもの。 一方、上記措置は とを通じて資源開	等の莫大な技 とでリスク <i>の</i> 出資や補助3	设費用を要 ○軽減を図り 会等によって	、投資の)円滑化 'ネーを	・促進・供給す	に資
これま		資源毎の指標の	推移(単位: H11			H 1 9 年度	H 2 0 年度	
での	政 策 の 達成状況	石油 自主開発 (注 1) 比率	15.2	15.6 16		18.9	15.8	
租税		銅鉱石 自主開列 (注 2) 権益比率	18.0	36.8 33	.5 32.3	31.8	33.1	
特 別		鉄鉱石 自主開列 (注 3) 権益比率	11/31	19.1 23	.0 24.0	23.3	21.9	

措
置
の
適
用
実
績
۲
効
果
に
関
す
る
事
項

ウラン (注 4)	自主開発 権益比率	12.5	17.8	15.5	6.9	6.0	5.5
石炭 (注 5)	自主開発 権益比率	35.4	42.0	43.3	46.0	43.7	40.6
木材 (注 6)	自主開発 権益比率	0.6	6.1	7.2	8.9	9.1	9.5

石炭について、平成 11 年度の自主開発権益比率は公表されていないため、 平成 12 年度のデータを記入。

- (注 1)石油の自主開発比率 = 自主開発原油引取量 / 原油総輸入量(出典:資源・エネルギー統計年報、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構調べ)
- (注2)権益比率相当分の鉱石の輸入割合=鉱山生産量×出資比率/総輸入量 (鉱山生産量:出典「Raw Materials Data」、総輸入量:経済産業省「非 鉄金属海外鉱等受入調査」及び財務省「貿易統計」から算出)当該指標 は、総輸入量の変動に依存して変化するものである(例えば、権益獲得が 進捗しない場合であっても、輸入量の著しい減少に伴い、当該指標が上昇 する可能性がある)ことから、当該指標が同指標に基づく評価を行う際に は、総輸入量や国内需要の変動要因を考慮する必要がある。
- (注3)鉄鋼ミル持分生産量/総輸入量((社)日本鉄鋼連盟調べ)
- (注4) 自主開発権益比率 = 権益取引量 / 総輸入量
- (注 5) 権益比率相当分の石炭の輸入割合 = 鉱山生産量×出資比率/総輸入量 (鉱山生産量:ヒアリング、総輸入量:財務省「貿易統計」から算出)
- (注 6) 自主開発比率 = 本邦企業出資植林地からの木材チップ取引量(日本製紙連合会調べ)/チップ輸入量(財務省「日本貿易月表」)

損金算入額

認定額をもとに経済産業省で試算。

(単位:百万円)

			H16FY	H17FY	H18FY	H19FY	H20FY
	石	油	10,379	9,820	36,395	69,994	33,471
金	非釒	鉄金属	1,873	3,305	2,791	8,772	1,918
金属鉱物	鉄鉛	拡石	0	0	0	0	3,408
物	ウラ	ラン	57	0	637	0	0
	石	炭	0	0	0	0	0
	木	材	160	436	306	363	363
	•	合計	12,469	13,561	40,129	79,128	39,160

租税特別措置の適用実績

認定件数

経済産業省における探鉱開発プロジェクト認定件数。

(単位:件)

		H16FY	H17FY	H18FY	H19FY	H20FY
石 油		49	44	72	71	50
金	非鉄金属	1	2	4	9	4
金属鉱物	鉄鉱石	0	0	0	0	2
物	ウラン	1	0	4	0	0
	石炭	0	0	0	0	0
	木 材	14	18	14	9	8
	合計	65	64	94	89	64

(注)同一申請者の複数利用を含む。

(1)石油

・平成 20 年度の自主開発比率は、大型案件の契約期間満了等の要因に よりやや低下したものの、平成 11 年度から平成 19 年度までの 8 年間 で 3.7% 上昇した。 当該税制を利用したプロジェクトが我が国の自主開 発比率の概ね7割程度を占め、長期的に増加傾向にあり、これらが自 主開発比率の向上に寄与している。

(2)金属鉱物

・非鉄金属は、当該税制利用プロジェクトによる銅鉱山の増産によって、権 益比率相当分の輸入量に占める海投損利用分が平成 11 年の 79.5% から平成 20 年は 91.6%まで増加した。

租税特別措置 による政策 の達成目標の 実現状況等

・鉄鉱石の自主開発権益比率は、平成 15 年以降、着実に上昇しており、 自主開発鉱山における当該税制利用割合は約4割程度を占めている。 また、平成20年度に当該税制の認定を受けたナミザ社(ブラジル)保有 鉱山における生産が平成 21 年から開始され、生産量は約 2,000 万トン /年拡大予定。(これにより自主開発比率はさらに約10%上昇する効 果が見込まれる。)

・平成 16 年度以降、ウランの自主開発権益比率は一時的に低下している が、この間の当該税制利用比率は約8~9割で推移しており、認定を受 けたプロジェクトの生産開始が間もなく予定されていることから、自主開 発権益比率は現状より約16%程度上昇する見込みである。

(3)石炭

・ 自主権益炭量の 1/3 程度を占める当該税制利用プロジェクトからの引取 量によって、自主開発権益比率は4割程度を確保している。

(4)木材

・総自主開発チップ輸入量に占める海投損利用分は、平成 11 年度のゼロ から平成 20 年度は約 74%まで増加し、当該税制利用プロジェクトによ る輸入量の増加が自主開発比率の向上に寄与している。

前回要望時

我が国の資源・エネルギー供給量に占める自主開発比率を高める。

の達成目標

咨消年の指標の堆段(単位%)

前	回	要	望	時
か	50	の這	鼣	度
及	び	目	標	に
達	し	てし	な	:11
場	合	の	理	由

真源母の指標の推移(早位%)						
		H18年度	H19年度	H20年度		
石油	自主開発 比率	18.9	18.9	15.8		
銅鉱石	自主開発 権益比率	32.3	31.8	33.1		
鉄鉱石	自主開発 権益比率	24.0	23.3	21.9		
ウラン	自主開発 権益比率	6.9	6.0	5.5		
石炭	自主開発 権益比率	46.0	43.7	40.6		
木材	自主開発 権益比率	8.9	9.1	9.5		

指標である自主開発比率が足下で低下している理由 (1)石油

・平成20年度の自主開発比率の主な減少理由としては、アラビア石油のクウェート事業における技術サービス契約期間が満了したことや、原油価格の高騰によるコスト回収原油の減少が引取原油量の減少に繋がったこと、新規生産開始量より生産量の減退が上回ったこと等があげられる。しかしながら、制度が延長された場合、今後2年間で数十件程度の申請が見込まれており、そのうち既に現時点で6件の新規プロジェクトが具体的に予定されていることから、増資見込み分と合わせ、自主開発比率は2.6%程度向上する見込み。

(2)金属鉱物

- ・非鉄金属については、エスコンディーダ鉱山(チリ)におけるサグミル(鉱石を破砕する機械)の故障により生産量が減少したこと、及びバツ・ヒジャウ鉱山(インドネシア)の品位低下により銅量が減少したことにより、平成 19 年度の自主開発比率が減少したが、平成 20 年度は上昇に転じており、制度が延長された場合、今後2年間に申請予定の2件のプロジェクトが自主開発比率を約 4%上昇させる見込み。
- ・鉄鉱石については、鉄鋼ミル持分鉄鉱山以外からの鉄鉱石の輸入量が増加したことから、自主開発権益比率が若干低下している。ただ、制度が延長された場合は、今後申請が見込まれるプロジェクトに加え、平成 20 年度に当該税制の認定を受けたナミザ社保有鉱山(ブラジル)が平成 21 年度から生産を開始するため、自主開発比率も約 10%上昇する見込み。
- ・ウランについては、平成 17 年末に近い将来の閉山が見込まれるレンジャー鉱山(オーストラリア)の権益が売却されたことや、平成 19 年に商業生産開始が見込まれていたシガーレイク鉱山(カナダ)が坑内落石による出水等で生産開始が大幅に遅れていることなどにより、一時的に自主開発比率が低下した状態にある。しかしながら、制度が延長された場合、今後2年間に申請が見込まれるプロジェクト(2件)と、過去に当該税制を利用したプロジェクトの生産開始によって、自主開発比率は約20%向上する見込みである。

(3)石炭

・19 年度に総輸入量の増加(約8百万トン)が権益炭の輸入量の増加(約1百万トン)を上回ったことや、20 年度の豪州での水害により権益炭鉱の生産がストップし輸入量が減少(数百万トン規模)したことにより、足下の自主開発比率が低下している。ただ、制度が延長された場合、今後2年間に申請が見込まれるプロジェクト(5件)等からの生産量増加により、自主開発比率は約5%増加する見込み。

これまでの 要 望 経 緯 別紙1のとおり

	- 佣 - 一	別 紅 1
年度	改正等	備 考
昭和39年度	・「海外投資損失準備金」の創設	対象業種:全業種 対象地域:新開発地域 積 立 率:50% 株式保有割合 :海外事業法人1/10 :海外投資法人1/100
昭和45年度	・「石油開発投資損失準備金」の新設	対象資源:石油 対象地域:限定なし 積 立 率:探鉱に限り50%
	・「海外投資損失準備金」の対象地域を新 開発地域以外にも拡大。	積立率:10%(新開発地域以外)
昭和46年度	・「石油開発投資損失準備金」を「資源開発投資損失準備金」に改組	対象資源:金属鉱物、原料炭、 可燃性天然ガス、木材を追加 (翌年ほたる石を追加) 積立率:探鉱段階100%に引き上げ 開発段階30%を認める。 長期融資を対象とする
昭和48年度	・「海外投資損失準備金」と「資源開発投 資準備金」を統合し、「海外投資等損失準 備金」となる。	
昭和50年度	・一般海外投資の準備金の改正・資源開発投資の改正	準備金:新開発地域に限定 国内で行う可燃性天然ガス事業を対象。 資源開発事業法人として外国政府を追加等
昭和51年度	・株式譲渡の規定廃止	資源開発投資法人に対する株式譲渡の規定 を廃止等。
	・積立率の改正	積立率 一般事業 30%に引き下げ 資源開発事業 40%に引き下げ 新開発地域での特定海外工事契約 7%の積立てを認める
昭和53年度	・特定法人の追加	特定法人に使用済核燃料再処理事業法人を 追加。
	・対象資源の追加	対象資源に水産動植物、飼料用穀物、並び に採油に適する種子及び果実を追加。
	・使用済核燃料再処理事業債権の追加	
昭和55年度	・特定海外工事契約の規定を廃止	
昭和58年度	・使用済核燃料再処理事業債権を廃止。 (「使用済核燃料再処理準備金」 (第57条の3)の新設)	

年度	改正等	備 考
昭和59年度	・積立率の引き下げ	特定海外事業法人、特定投資事業法人の積立率を10%に引き下げ。 (第55条の2 特定海外債権 に対する海外投資等損失準備金を追加。積立率1%、1年据置後全額取消し)
昭和61年度	・積立率の引き下げ	特定海外経済協力事業法人、特定海外経済協力投資法人の積立率を23%に引き下げ。
平成 2年度	・積立率の引き上げ	植林事業の育苗までの期間の積立率を40%から100%に引き上げ。
平成10年度	・付随事業法人への出資も可能とする資源 開発投資法人の資格要件の変更	
	・積立率の引き下げ	開発段階の積立率を40%から30%に引き下げ。
平成11年度	・中小海投損及び経済協力海投損の廃止	(資源海投損は継続)
平成12年度	・適用期限の延長 (平成14年3月31日まで)	
平成14年度	・適用期限の延長 (平成16年3月31日まで)	
平成 1 5 年度	・対象資源の削除	対象資源のうち水産動植物、採油に適する 種子及び果実(採取用種子等)を削除
平成16年度	・対象探鉱事業の削除	植林事業のうち育苗段階(探鉱段階)まで の事業を削除
平成18年度	・対象資源の削除	対象資源のうち蛍石を削除
平成20年度	・適用期限の延長 (平成22年3月31日まで)	